

# 「県災害派遣福祉チーム」 年度内創設に向けた取組み



## チーム派遣に必要な資機材を整備

福祉チーム設置に先立つて、(独)福祉医療機構の助成を受け、活動に必要な資機材を整備しました。

10チーム(1チーム6名)を想定し、ユニフォーム、小型発電機、ポータブルトイレなどが専用倉庫に保管されています。

東日本大震災による被災地の福祉支援活動は、高齢者、障がい者、乳幼児など福祉的支援を必要とする方への特別な配慮が必要とする方への特

ことから、様々な課題が指摘されました。県内の福祉関係職能団体等は被災者支援のため災害ボランティア派遣システムを構築し、福祉専門職を現地に派遣しましたが、支援活動を通じて見えてきた諸課題を整理・検討した結果、大規模災害時には要援護者の支援や避難所環境の改善など、福祉課題に対応できる専門チームの創設と全国的なレベルでの派遣システムが必要と考えました。

このため岩手県社協が調整役となり、職能団体10団体が連名で、平成23年3月23日に「災害派遣福祉チーム」の組織化に向けた要望書を県に提出しました。

このため岩手県社協が調整役となり、職能団体10団体が連名で、平成23年3月23日に「災害派遣福祉チーム」の組織化に向けた要望書を県に提出しました。

また、県では、平成24年12月から県、医師会、県社協など委員15名からなる「災害福祉(介護)広域支援に関する有識者懇談会」(座長・狩野徹県

## 関係者による具体的検討

「岩手県災害派遣福祉チーム」の創設に向けては、これまで職能団体等を中心とした構成メンバーによる「災害キング会議」において、チームの活動のあり方等について検討を重ねてきました。

## 県本部組織について

チームの派遣調整等を担う県本部は、官民共同による協議組織とし、本部長を県知事、事務局を県社協とし、県の要請に基づきチームを派遣するといったスキームで検討を進めます。

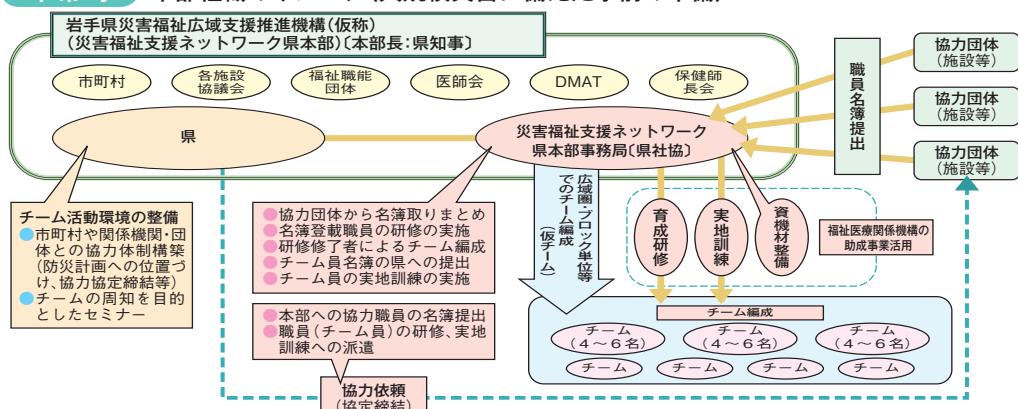
### 県の役割

- 本部組織の統括(責任者)
- (平常時)  
チーム活動に関する県内への周知、啓発
- (発災時)  
チーム派遣の決定、派遣要請、派遣経費負担

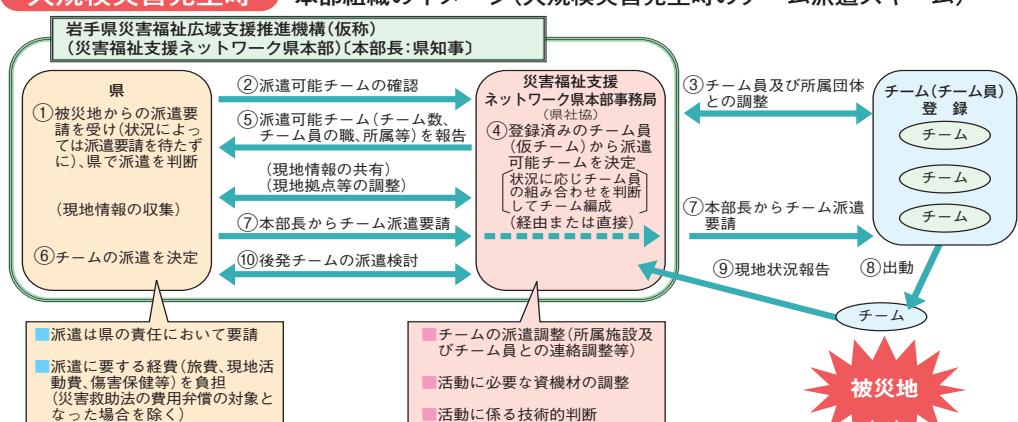
### 事務局の役割

- (平常時)  
協力団体・施設等とのチーム員登録調整、研修・訓練、資機材調整
- (発災時)  
県の要請に基づき派遣可能なチームの調整

## 平常時 本部組織のイメージ(大規模災害に備えた事前の準備)



## 大規模災害発生時 本部組織のイメージ(大規模災害発生時のチーム派遣スキーム)



立大学福祉経営学科長)を開催し、▽災害時における要援護者の広域的支援のあり方▽チームの派遣調整のあり方▽本部組織、などについて検討を重ねました。

本部組織については県社協を事務局とし、県、福祉関係、医療・保健関係、学識経験者、市町村の代表等で構成し、県社協が事務局となって、チームの派遣調整を行う方向で進めています。

### 医療・保健との連携

さらに懇談会では、医療・保健分野

と福祉・介護の連携の重要性について議論されたほか、チーム創設に向け平成25年度に設置準備会を立ち上げることなどが決定されました。医療・保健分野と福祉・介護の連携の重要性については、チームが活動するに当たって、特に災害の初期段階ほど医療・保健スタッフとの連携・協力は極めて重

要不可欠であることから、チームと医療・保健との連携や現地での一体的な活動について、引き続き検討していくという方向性が出されています。

また、設置準備会については、今年4月に県が「岩手県災害福祉広域推進機構(仮称)設置準備会」を立ち上げ、チーム活動内容、派遣スキームを整理・調整し、年度内に本部組織を発足させ、チームの創設を目指すことをしています。

### チーム員の養成と登録

これらと並行して今年10月ごろにチーム員募集・登録を行い、合わせてチーム周知や啓発に関するセミナーを全県域で開催する予定です。

12月には養成研修を開催。研修では

▽災害の種類ともたらされる被害▽平時の役割と災害時における種別支援(高齢者、障がい者、児童、妊娠婦ら)▽他支援団体との活動と連携▽シミュレーションによる訓練などが予定されています。

県災害派遣福祉チーム検討ワーキング会議構成団体である県介護福祉士会の吉田均会長は「チームの創設により災害時の支援体制が充実します。高齢者や障がい者ばかりではなく、乳幼児など支援が必要な方々の領域も広がり、保育士や相談員などの専門職が加わることも考えられます。また、医療・保健分野との連携は大変喜ばしい」と話しています。



災害派遣福祉チームが設置されるのは全国的にも先駆的な取り組みであり、被災県としての経験を踏まえて、具体的な検討がなされています。

していきます。

## 社会福祉施設総合損害補償 しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

### 社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

#### プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

##### ① 基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

##### ② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

##### ③ 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

#### ◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

#### プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

#### プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したもので、詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体  
契約者

社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱  
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763